

総務文教常任委員会委員長報告

(2 6 . 1 2 . 1 6)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、報告第1号、平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）については、去る12月14日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る所要の経費を専決処分したものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分について、その主な内容は、職員の給与条例の改正等に伴い、各費目の職員人件費を補正するとともに、総務費では、来年4月に執行される京都府議会議員選挙経費、及び過年度国府支出金の精算に係る返納金の増額補正、消防費では、京都中部広域消防組合経常負担金の確定に伴う増額補正、教育費では、ガレリアかめおかや、小・中学校の施設修繕経費に係る増額補正等であります。

また、債務負担行為については、計画的な事務執行のため、市議会会議録作成等業務委託経費などについて設定されております。

採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 9 号議案から第 11 号議案の 3 議案については、亀岡財産区、神前財産区及び元千歳国分財産区特別会計のそれぞれの補正予算であります。いずれも、地域振興のための繰出金の増額補正等であり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 12 号議案、亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正、及び第 13 号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与については、本給、通勤手当及び勤勉手当の支給割合等について、また、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長については、期末手当の支給割合について、それぞれ改正しようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 14 号議案、亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図るものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 15 号議案及び第 16 号議案は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目的とした「子ども・子育て関連 3 法」の施行に伴う、亀岡市放課後児童健全育成事業に係る条例の制定、及び一部改正の議案であります。

第 15 号議案、亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、また、第 16 号議案、亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正については、事業の対象児童を改めること、また、小学校の休業日における放課後児童会の入会区分を新たに設定し、負担金を定めること等の改正をしようとするものであります。

これらの議案については、当該事業に対する前進的な取り組みとして、一定、評価するものでありますが、第 15 号議案については、設備の基準等について、早期の実現に努められるよう望むものであります。

両議案について、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 23 号議案、財産の取得についての議決の一部変更については、平成 26 年第 1 回亀岡市臨時会において議決された京都・亀岡保津川公園及び市道保津宇津根並河線外 1 線道路改良事業用地の取得について、新たに仮契約をいただいた地権者の方から用地を取得することにより、議決された内容の一部を変更しようとするものであります。

すでに取得済の用地も含めて、現在の場所での事業用地取得について、反対であるとの意見も出されましたが、採決の結果は、多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります但本委員会の報告といたします。

一般会計補正予算（第4号）を可決

小・中学校施設管理のための経費

913万円増額

小・中学校施設の損傷、故障箇所の修繕等、安全対策及び教育環境の改善を図るための増額補正。

平成25年度決算審査における事務事業評価において、トイレの悪臭対策については、最優先で取り組むよう意見を付したところですが、今回の増額補正には、トイレの悪臭対策としての改修経費を含んでいます。（全員賛成）

生涯学習施設修繕のための経費

3 / 200万円増額

ガレリアかめおかの施設修繕経費の増額補正。

定期的な施設改修とは別に、緊急を要する空調機器等について修繕を行うものであり、生涯学習施設の更なる充実と有効活用を願うものです。（全員賛成）

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定、及び亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改

正に賛成

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目的とした「子ども・子育て関連3法」の施行に伴い、放課後児童健全育成事業に係る条例制定、及び一部改正を行うもの。

これらの条例は、事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるとともに、事業の対象児童を改めること、また、小学校の休業日における放課後児童会の入会区分を新設すること等の改正をしようとするものであり、当該事業に対する前進的な取り組みとして、評価をするものです。（全員賛成）

【委員会からの要望】

「亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」に関しては、条例の附則の中で経過措置として定められている、設備の基準等について、早期の実現に努められたい。

総務文教常任委員会

【生涯学習部】

参考資料

〔 ガレリアかめおかレストランの経費 〕

コンベンションビューローに関するレストランの経費内容

レストランの目的外使用料は、ガレリアかめおか条例第15条に定める通りです。

レストラン（ラウンジはレストランに含まれています）

使 用 許 可：亀岡コンベンションビューロー

目的外使用料：446,000円（月額）

光 熱 水 費：レストラン店舗は、個別メーターにより支払

ラウンジ部分の光熱水費は、269,297円（平成25年度実績）